

## 令和2(2020)年度 事業計画書

自 2020年 4月 1日

至 2021年 3月31日

### I. 基本方針

本財団は「デザイン保護を通じて創作を支援する」との立場から、意匠や裏印の保全事業を実施して商品開発の意欲や知財への関心に応え、陶磁器産業の持続的な発展に貢献したいと考えています。

デザインの保護については、電子メールで簡便に申請いただける「予備登録」と実績ある「保全登録」を両輪として創作者の皆さまに応じていく所存です。

また、本財団創設以来の蓄積された諸資料(意匠保全登録証及び輸出認証申請書控え)は先行意匠資料として活用していますが、その利用及び保存を促進するため、資料のデジタル化に努めてまいります。

また、意匠権、商標権、著作権など、知的財産権に関わる相談窓口として広く対応していきます。

### II. 事業計画の概要

#### 1) 陶磁器のデザイン及び裏印の保全登録事業

食器・ノベルティ・タイルのデザインと裏印の保全について以下の事業を行います。

##### (1) 食器、ノベルティ、タイルの新規デザインと裏印の保全登録事業

新規意匠を本財団に保全登録して創作の保護・支援を行います。また、裏印を登録し、紛議に際して適切な対処を致します。

##### ① 陶磁器デザインの保護は、下記の2つの制度にて対応しています。

利用者は保護を求める新規デザインの諸条件に合わせ、選択利用できます。

##### A. 意匠の保全登録制度

申請(書面申請)に基づき、新規性を判断する意匠審査を実施し、“新規性あり”とした意匠について保全登録を行います。

保全期間の年限は設けていません。

##### B. 意匠の予備登録制度

申請(電子メール申請)に基づき、登録者・意匠・受付日付

を確認し登録。「先使用の証拠」として本財団が証明します。  
利用期間は申請(登録)から3カ年(1年毎の更新確認)。  
4年目以降の保全を希望する登録者には A に対応します。

② 「裏印」の保全登録 ～ 裏印の保全登録制度を見直します

本財団でいう「裏印」は大きく二つに分けられます。

一つは、会社名・窯名や会社マーク・窯印など、いずれの商品にもカタログにも欠かせない企業のシンボルとなるもので、多くは陶磁器製品の裏面などに使用されているものです。いわゆる「ハウスマーク」です。そして二つ目は、商品名やシリーズ名など、前記の裏印に添えて表示され、またカタログなどに記載され、商品が廃番とされるとともに使用されなくなります。「ファミリーネーム」や「ペットネーム」と言われます。

本財団では、「裏印」として、こうした二つの内容を同列に登録してまいりました。

モノづくりの方々の近くで事業を行う本財団としては、現行「裏印」制度を子細に検討し、短期的な使用が多いと思われる後者の「商品名やシリーズ名」を簡便に登録できるシステムを実現したいと考えます。

**本年度の事業として、現行「裏印の保全制度」を見直し、再構築に取り組みます。**

(2) 登録した新規デザイン・裏印の公示

「保全登録」及び「予備登録」を本財団ホームページにて公示します。

(3) カタログの受入

事業者からカタログやパンフレット等を受け入れ、本財団の受付日付を「公知日」とし(受付証を発行します)、当該カタログ等に掲載されている製品の模倣防止や他者による類似製品の権利化防止に役立ちます。

(4) 意匠や商標など権利化への啓発及び模倣防止対策

① 登録意匠・裏印の模倣問題への対処には、顧問弁理士・弁護士との協力を得て取り組めます。

- ② 意匠権や商標権、著作権など知的財産権に関わる相談に応じます。特許庁出願を希望の方には、顧問事務所とともに、出願の支援を行います。
- ③ 外国において商標権や意匠権を得ようとする事業者には、行政の実施する助成金制度の紹介及び申請に関する相談に応じます。
- ④ 不正競争防止法について、顧問弁理士・弁護士の協力を得て、適用事例等の研究を進めます。
- ⑤ 特許庁に登録された意匠・商標・実用新案などを検索できる「特許情報プラットフォーム J-PlatPat」の利用について相談に応じます。

## 2) 保存資料の公開・利用

本財資料を公開し、利用を促進します。

### <資料の公開・活用の主な取り組み内容>

#### (A) 陶磁器意匠及び裏印に関する資料提供

問合せに対応し、製造事業者や製造年代の特定出来たものについては、資料(コピー)などを提供する。

#### (B) 瀬戸地区の最盛期を築いたノベルティ資料のデジタル化

ノベルティのうち、「人形」分野の意匠認証約7万件のデジタル化を図る。その資金として、2018年度特定寄附金を当てる。

#### (C) 陶磁器デザイン史・産業史等の研究者に協力する。

#### (D) 「陶磁器意匠データベース(食卓台所用品)」の利用を促進する。

#### (E) 保存資料は全て、本財団事務所において閲覧可能とする。

## 3) 陶磁器デザインに関するセミナー事業

陶磁器デザインに関する講演会を行い、デザイン開発者の育成や陶磁器ファン層の拡大に貢献します。

また、知的財産権に関するセミナーを行い、創作保護に関する国の制度を把握し、その活用法について共に考える。

本年度開催の場所・時期は未定ですが、開催について期中に検討する。

(以上)